

会員各位

一般社団法人白井工業団地協議会
代表理事 駒村 武夫

意見・要望・相談等の連絡制度について

向寒の候 ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から当協議会の運営につきましては、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協議会では、会員の皆様から各種の会議の場や電話・メールなどで様々な意見・要望又は相談などをいただいておりますが、必ずしもすぐには伝わってこない情報が多くあるように感じています。

気が付いたらすぐにご連絡をいただくことで、大きなトラブルや事故・事件などに繋がらないよう、速やかに可能な範囲で対処したいと考えています。

つきましては、連絡や報告が容易にできるように別添のとおり「連絡票」の様式を定めましたのでご活用ください。

また、簡易なものについては、これまでと同様に、電話やメール等で連絡をしていただくことも可能です。

なお、「連絡票」は、添付のものをコピーしてご利用いただくか、ホームページの掲示板に掲載しているものをご利用ください。

今後とも会員企業の皆様にお役に立てるよう努めてまいりますので、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

《連絡・報告例》

道路の損傷・側溝の詰まり・除草、雨水排水関係、ゴミのポイ捨て・不法投棄、
迷惑駐車、騒音・振動、悪臭、粉じん、不審者情報、防犯灯の増設、
労働安全衛生関係など

《注意点》

- ① 通報者の情報は、原則、非公開とします。
- ② 個人的な意見も可としますが、原則、社内での共有を図ってください。
- ③ 対処の可否等については、事務局から1週間以内に報告いたします。
- ④ 当協議会では十分な対応ができない場合もありますので、その際はご了承ください。